

東京書籍の公民科

# 〈公共×政治・経済〉で学習効果を高めます

『公共』(公共701)・『政治・経済』(政経701)

## 〈公共×政治・経済〉学習内容の系統表



### 『公共』(公共701)

**第1部 「公共」のとびら**

第1章 公共的な空間をつくる私たち  
—社会のなかの自己

第2章 公共的な空間における人間としての在り方生き方  
—共に生きるための倫理

第3章 公共的な空間における基本的原理  
—私たちの民主的な社会

**第2部 自立した主体として社会に参画する私たち**

第1章 民主政治と私たち  
**テーマ1** 民主政治と政治参加

第2章 法の働きと私たち  
**テーマ1** 法や規範の意義と役割  
**テーマ2** 市民生活と私法  
**テーマ3** 国民の司法参加

第3章 経済社会で生きる私たち  
**テーマ1** 現代の経済と市場  
**テーマ2** 市場経済における金融の働き  
**テーマ3** 財政の役割と持続可能な社会保障制度

第4章 私たちの職業生活  
**テーマ1** 働くことの意義と職業選択  
**テーマ2** 労働者の権利と雇用・労働問題

第5章 国際社会のなかで生きる私たち  
**テーマ1** 国際社会のルールとしくみ  
**テーマ2** 国際社会と平和主義  
**テーマ3** 国際平和への課題  
**テーマ4** グローバル化する国際経済

**第3部 持続可能な社会づくりに参画するために**



### 『倫理』(倫理701)

『政治・経済』のDマークコンテンツ(デジタルコンテンツ)として、『公共』第1部第1・2章の紙面を用意し、確認できるようにしています。



### 『政治・経済』(政経701)

**第1編 現代日本の政治と経済**

第1章 現代日本の政治  
1節 民主政治の基本原則  
2節 日本国憲法の基本原則  
3節 日本の政治機構  
4節 現代政治の特質と課題

第2章 現代日本の経済  
1節 現代の資本主義経済  
2節 現代経済のしくみ  
3節 日本経済の発展と現状  
4節 福祉社会と日本経済の課題

第3章 現代日本の諸課題

**第2編 グローバル化する国際社会**

第1章 現代の国際政治  
1節 国際政治のしくみ  
2節 複雑化する国際政治と日本

第2章 現代の国際経済  
1節 国民経済と国際経済  
2節 世界経済の現状と課題

第3章 国際社会の諸課題



AB判 246ページ

48見開きの本文ページと、  
主題学習ページ、特設ページで  
多様な授業形態に対応

### 政治・経済

(政経 701)



B5変形判 278ページ

豊富な資料と問いで、  
基礎の定着から大学入試対策まで  
しっかり対応

- 内容の系統性
- 学習の円滑な接続
- 共通テスト「公共、政治・経済」対策

### ① 系統性のある構成・内容で、基礎・基本を無理なく身につけられます

- ・『公共』と『政治・経済』の単元構成を「日本政治→日本経済→国際政治・経済」の順で統一するとともに、用語等の統一を図り、学習を無理なく深めることができます。
- ・『政治・経済』の冒頭に、『公共』との関連をわかりやすく説明する「『公共』から『政治・経済』へ」のページを設け、『公共』を意識した『政治・経済』の学習をうながします。

### ② 課題を見つけて解決する力を段階的に養います

- ・『公共』の「追究しよう」ページと、『政治・経済』の「諸課題の探究」ページにおける課題探究の流れを統一し、考察のための「視点」を明示することで、2科目を通して、課題を見つけて解決するための思考力・判断力を高めることができますようにしています。

### ③ 学校の状況に合わせて柔軟な「使い分け」が可能です

- ・『公共』には『政治・経済』の学習を先取りできる特設ページ「ゼミナール」を設け、『政治・経済』では『公共』の政治・経済分野の重要事項を網羅することで、柔軟にご指導いただけるようにしています。

### 新課程の大学入学共通テストについて

令和7年度以降の共通テストでは、公民科の科目に必ず「公共」が組み合わされるため、「公共」対策が必須となります。また、令和3年に大学入試センターが発表した「公共」のサンプル問題には、生徒の学習過程を模した場面設定で課題を解決する問題や、具体的な事象に概念を当てはめる問題が多く含まれているため、「現代社会」以上に課題を探究し解決する力や思考力・判断力が問われることになると考えられます。

	現行	令和7年度から
公民	現代社会	「公共、倫理」
	倫理	
	政治・経済	「公共、政治・経済」
	「倫理、政治・経済」	
		「地理総合、歴史総合、公共」* *いずれか2科目の内容を選択解答



東京書籍 本社(高校教育部)

〒114-8524 東京都北区堀船2-17-1 Tel:03-5390-7320 Fax:03-5390-7520



# 教科書紙面のご紹介

## ◆〈公共〉『政治・経済』の学習を先取りできる特設ページ「ゼミナール」

### ゼミナール

#### 日本国憲法の基本原理②—基本的人権の保障

人権を保障するために憲法が大きな役割を果たしている。憲法はもともと人権を保障し、政府による人権侵害を禁止し、権利保障のために政府が必要な施策をとることを求めている。日本国憲法第11条は基本的人権の保障を明示し、第13条は個人が個人として尊重されなければならない(個人の尊重)、幸福に生活すること(幸福追求権)そのものを人権として規定している。

#### 1 平等権

基本的人権は、人間は生まれながら自由で、平等であるという考えのもとで、日本国憲法は「すべて国民は、法の下の平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない(第14条1項)と定めた(法の下の平等)」。また、「憲法その他の法規(第14条2項)を否定した(第14条2項)。この条項はさまざまな差別を、基本的人権の尊重の原理から改めていくうえで非常に大切な役割を果たしている。同性の本質的平等(第24条)や参政権の平等(第44条)に関する規定は、明治憲法にはなかったものである。

しかし、こうした憲法の規定にかかわらず、私たちの周囲には多くの差別問題がある。植民地支配に由来する在日韓朝鮮人差別問題など在外国人に対する社会的差別はその一つである。被差別部落出身者への差別、アイヌ民族に対する差別である。被差別部落出身者への差別、アイヌ民族に対する差別である。被差別部落出身者への差別、アイヌ民族に対する差別である。

基本的人権の保障	基本的人権の保障
平等権	法の下の平等
自由権	思想・良心の自由
経済的権利	労働者の権利
参政権	選挙権
裁判権	裁判を受ける権利

日本国憲法の基本的人権と義務 数字は憲法の条項。

「政治・経済」の重要事項を先取りして学習できます。

## ◆〈政治・経済〉『公共』からの接続を図る冒頭部

### 「公共」から「政治・経済」へ

「公共」の科目では、政治や法、経済などについて、「公共的な空間と私たちの関わり」という視点から学習した。すなわち、政治に私たちの考えを反映させるにはどうすればよいか、法は私たちの生活とどのように関わっているか、日本の財政のあり方について納税者としてどう考えるかなど、政治や法、経済について自分たち自身との接点を中心に考え、それぞれの課題を把握し、その解決策について考察してきた。公共的な空間に関わっていくための「視点や方法」を身につけることが、「公共」の学習の中心である、ということができるだろう。



「公共」と「政治・経済」の関係についてわかりやすく説明し、両科目の学習をスムーズに接続します。

#### 2 自由権

個人が国家権力による干渉や介入を受けずに自由に行動する権利、つまり「国家からの自由」を意味する。自由権は精神の自由、身体の自由、経済的自由に大別される。

- (1) 思想・良心の自由: 広く内心の自由をいう。国家は個人の思想などを理由に不利益を課したり、特定の思想をいざだくことを禁止したりできない。また、思想について攻撃の自由も保障される。
- (2) 信教の自由: 信教の自由は個人に対しても保障され、個人も宗教上の行為などを強制されない。国が宗教活動をしたり特定の宗教団体に特権をあたえたりすることは、政教分離の原則によって禁止される。この原則は、戦前、国家神道が強制された日本の歴史をふまえ、尊重されなければならない。

#### 判例 自由権をめぐる裁判

判例	憲法条項	判決
三愛機事件	第14条	学生運動などの経路を理由として本採用を拒否された事柄が憲法に違反するかどうかを争った。最高裁は、第一、第二は平等権を侵害し、第三は憲法に違反する。最高裁は、第一、第二は平等権を侵害し、第三は憲法に違反する。
チャペル事件	第21条	大学が学生がチャペルを築き、そこで祈りを捧げる行為を禁止した。最高裁は、この行為は憲法に違反する。
ボボロ事件	第23条	大学の学生自治会が、学生がチャペルを築き、そこで祈りを捧げる行為を禁止した。最高裁は、この行為は憲法に違反する。
津山朝鮮学校	第26条	朝鮮学校に対する差別問題。最高裁は、この行為は憲法に違反する。
金銭没収事件	第28条	労働者の賃金を没収した。最高裁は、この行為は憲法に違反する。

#### 判例 男女差別をめぐる裁判

女性であるために一定の役職に昇進できないという差別は「法の下の平等」といわれる。会社と国を相手とし、男性との差別を解消するための訴訟が提起された。最高裁は、この行為は憲法に違反する。

「政治・経済」の重要事項を先取りして学習できます。

(3) 集会・結社・表現の自由、通信の秘密: 集会・結社の自由は、意見を同じくする人々が集まり社会に意見を表明し、ほかの人々に働きかけていく活動を保障するもので、政治活動にとっても重要な権利である。戦前に治安維持法などによりこれらの権利が侵害された歴史をふまえ、その制限は最小限にとどめなければならない。こうした権利を保障するために、検閲の禁止と通信の秘密が規定されている。

(4) 学問の自由: 学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由が認められ、大学の自治の保障も含まれる。身体の自由: 身体が奪われず、恣意的に罰せられたりするようでは人格の尊重は実現できない。法律にない刑罰は科せられないとする罪刑法定主義は近代法の重要な原則であり、刑事裁判にかけられた被告人にもさまざまな権利が認められている。憲法は、法定手続の保障(第31条)、適法処罰の禁止(第39条)、一事不再理(第39条)、宥恕主義(第33条、第35条)、黙秘権(第38条)などを定めている。

#### 判例 経済(活動)の自由

人がさまざまな自由を享受するためには収入の途や生活の基礎が不可欠である。そのため、財産権の保障が必要であり、生活の基礎を得るための職業選択の自由と職業の自由が定められている。ただし、経済活動の自由は無制限なものではなく、「公共の福祉」によって制約される。また、居住・移転の自由も保障され、個人の意思によって外国に移住したり、国籍を脱退する自由も保障されている。

#### 3 国民の義務と責任

権利を実現するためには、公の義務を担う。さまざまな政策を実施しなければならず、そうした活動を支えるために国民は納税の義務を負う。また、子どもに普通教育を受けさせる義務、勤労の義務を定めている。明らかならざるまでも大きな違いは兵役の義務がなくなったことである。

#### 公共の福祉

基本的人権を行使する際に、他人の権利との調整原理として「公共の福祉」がある。憲法は権利や自由を「制限してはならないのであって、公共の福祉のためにこれを制限する責任を負う」としている。ただし、「公共の福祉」の名のもとに正当な権利が侵害されないように注意が必要である。

### 「公共」のおもな学習領域

- 公共的な空間をつくる私たち
- 公共的な空間における人間としての在り方生き方
- 公共的な空間における基本原則
- 民主政治と政治参加
- 法や規範の意義と役割
- 市民生活と民法
- 国民の司法参加
- 現代の経済と市場
- 市場経済における金融の働き
- 財政の役割と持続可能な社会
- 働くことの意味と労働者の権利と雇用・労働問題
- 国際社会のルールとしくみ
- 国際社会と平和主義
- 国際平和への課題
- グローバル化する国際経済
- 持続可能な社会の形成

## 政経

二次元コードから『公共』の倫理分野の紙面を振り返ることができます。

「公共」のおもな学習領域

- 公共的な空間をつくる私たち
- 公共的な空間における人間としての在り方生き方
- 公共的な空間における基本原則
- 民主政治と政治参加
- 法や規範の意義と役割
- 市民生活と民法
- 国民の司法参加
- 現代の経済と市場
- 市場経済における金融の働き
- 財政の役割と持続可能な社会
- 働くことの意味と労働者の権利と雇用・労働問題
- 国際社会のルールとしくみ
- 国際社会と平和主義
- 国際平和への課題
- グローバル化する国際経済
- 持続可能な社会の形成

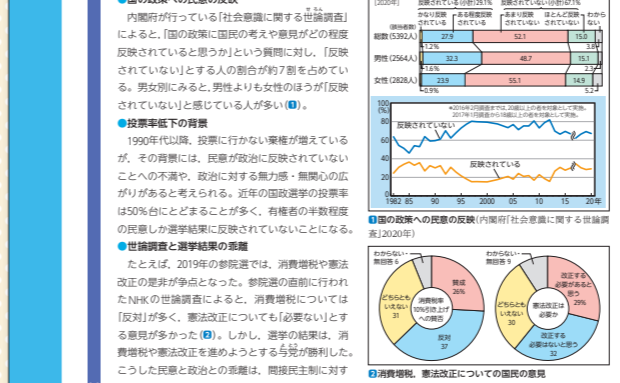
## ◆〈公共〉課題を見つけて解決する力を養う「追究しよう」 〈政治・経済〉探究を社会参加へとつなげる「諸課題の探究」

### 1 テーマ 1 民主政治と政治参加

#### 追究しよう 民意を反映した政治を実現するには?

民主政治は、主権者である国民が政治に参加する方法によって、直接民主制と間接民主制に分けられる。今日の社会では間接民主制を基本とするが、代表者による政治は国民の声をいかに反映しているかという点に留意する必要がある。近年、日本の地方自治では、大規模な選挙の賛否を問う住民投票のように、直接民主制によって政策の是非を決める地方自治体(地方自治体)もある。また、海外では、イギリスのEU離脱をめぐる国民投票のように、国の政治課題について国民が直接決定に参加する事例がある。しかし、日本の国家レベルでは、憲法改正の国民投票を除けば、個別の政策の是非を問う国民投票の制度は導入されていない。ここでは、民意と政治との間に齟齬が生じている現状をふまえて、国民が国の政策決定に直接参加する国民投票のメリットとデメリットを考察し、多様な民意を反映した政治を実現する方法について考えてみよう。

#### つかむ 民意と乖離した政治



探究の流れを「つかむ→考える→まとめる」という形でわかりやすく示しています。

### 2 考える 国民投票は民意をいかに反映できるか?

選挙で民意をいかに反映できるかという点に留意する必要がある。近年、日本の地方自治では、大規模な選挙の賛否を問う住民投票のように、直接民主制によって政策の是非を決める地方自治体(地方自治体)もある。また、海外では、イギリスのEU離脱をめぐる国民投票のように、国の政治課題について国民が直接決定に参加する事例がある。

選挙で民意をいかに反映できるかという点に留意する必要がある。近年、日本の地方自治では、大規模な選挙の賛否を問う住民投票のように、直接民主制によって政策の是非を決める地方自治体(地方自治体)もある。また、海外では、イギリスのEU離脱をめぐる国民投票のように、国の政治課題について国民が直接決定に参加する事例がある。

#### 考察のポイントとなる「視点」を二つ明示しています。

考察のポイントとなる「視点」を二つ明示しています。

- 視点1 民意を反映できる(多数決)の方法は?
- 視点2 (熟議)をへない国民投票は何をもちよるべきか?

探究の流れに「参加する」を加え、探究の成果を現実社会に活かすことをうながします。

### 「政治・経済」のおもな学習領域

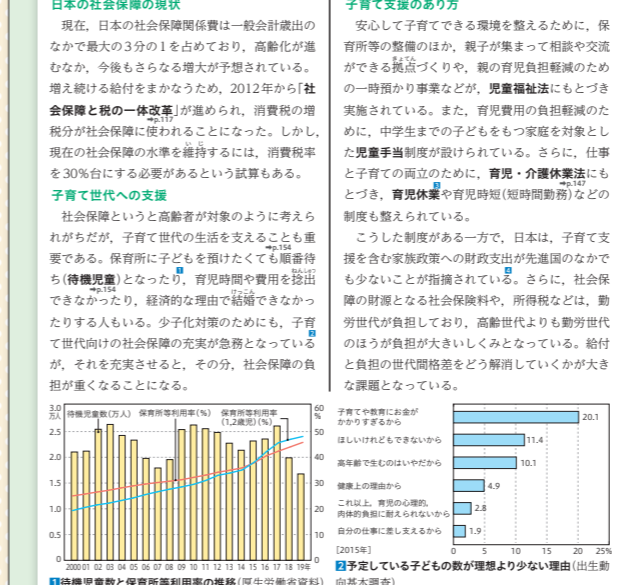


「公共」と「政治・経済」の関係についてわかりやすく説明し、両科目の学習をスムーズに接続します。

### 1 少子高齢社会における社会保障

日本では、少子高齢化の進展により、社会保障を支える現役世代が減少し、給付の多い高齢世代が増えたことで、社会保障の給付と負担のバランスが課題となっている。少子高齢社会における社会保障はどうかあるべきか、具体的な課題を立てて探究しよう。(右の写真は、NPOが実施する熊本県天草市の妊娠・出産包括支援事業の様子(2019年)。

#### 1 つかむ 日本の子育て支援の現状はどうなっているか



### 2 考える 日本の子育て支援のあるべき姿をしよう

安心して子育てができる社会にするために、今後の日本の子育て支援策はどうかあるべきか、次の四つの視点などを踏まえて考察しよう。

- 視点A 家庭保育と集団保育
- 視点B 受益者負担と社会的負担
- 視点C 形式的平等と実質的平等
- 視点D 世代間の公平性

安心して子育てできる社会をめざして

子どもをもつ、もたない個人の自由だが、子どもをもちたい人が、おかれている環境や経済状況が理由でもつことができないとすれば、重大な問題である。希望するすべての人がその希望に応じて子どもをもつようにするために、日本の社会保障政策はどうかあるべきか、自分の考えをまとめよう。また、その実現のために主権者としてできることを考え、実践しよう。

探究の流れに「参加する」を加え、探究の成果を現実社会に活かすことをうながします。